

## 基本価格表示に係る検討事項について

基本価格表示について、以下のような検討事項がある。

<2008SNAによる定義>

基本価格 = 生産者価格 - (インボイスされておらず控除不可能な) 生産物に課される税  
+ 生産物に対する補助金

<2008SNA>

6.52 基本価格と異なり、生産者価格は、生産物に課される税（産出の単位当たり支払う税）を含み、生産物に対する補助金（産出の単位当たりで受け取る補助金）を含まない。生産者価格は、生産者が購入者にインボイスした VAT を除いた価格である。基本価格は生産者によって留保される額を測定するものであり、したがって、生産者の意思決定に最も関連の深い価格である。生産者がその送り状（インボイス）に税額を別記することは多くの国においてますます普通のこととなっている。このため、購入者はどのくらいの額を生産者に支払っているのか、また政府にどのくらいの税を支払っているか知ることができるようになっている。

### 1 生産者価格から取り除く間接税・経常補助金の対象について

現行の間接税・経常補助金は、①生産物に課される税（消費税、酒税、たばこ税等）、②生産に課されるその他の税（固定資産税等）、③生産物に対する補助金、④生産に対するその他の補助金から構成され、基本価格から取り除くものは①と③となるため、これらを区分する必要がある。

なお、①と②については、国民経済計算で区分されており、それを参考（③と④については、個々の補助金の仕組みによって区分する必要）

※ 日本の産業連関表は「生産者価格」に消費税を含んで計上している。

### 2 基礎資料及び推計方法について

#### (1) 前回試算時の推計方法の概略

① 各行部門ごとに、生産物に課される税・補助金の国内生産額に占める割合と金額を推計（例：消費税であれば5/105）

② 各行部門における、列部門の各セルをウェイトにして①を案分し、各セルの生産物に課される税・補助金分を推計

※ 今回は、②の推計において、国内生産物であれば輸入品は配分に関係しないため輸入表によって控除した取引額の利用も検討する。

#### (2) 消費税の推計について

今回は、(1)の推計に加え、列部門側からも推計を行う。

納税額 A - 還付額 B = 売上に占める課税額 C (課税対象売上 D から直接輸出 E を除いた 8/108)

— 投入に占める課税額 F — 投資に占める課税額 G

(5月の技術会議の資料で示した課題「仕入控除」に関係)

なお、このような推計においては、左辺は国税庁の資料から得るため、(1)の推計のように、推計納税額が実納税額を大きく上回ることはないと考えられる。

## ア 基礎資料

### ① 国税庁資料

平成23年表までは、業種別等の件数と納税額・還付額の年度データ（産業連関表は暦年のため2か年分）の提供を受けていたが、これまでに加え更なる詳細なデータ提供について国税庁と調整中

### ② 平成28年経済センサス活動調査

有識者ヒアリングの指摘を踏まえ、次の調査事項により、D、E、F、Gを推計

企業・事業所全体の産業22区分別の売上高	D
事業所の詳細な産業別売上高	D
企業全体の費用内訳（売上原価、動産・不動産賃貸料、外注費、地代家賃）	F
製造業のみの調査事項（投資の状況、有形固定資産（土地を除く）取得額、無形固定資産（ソフトウェアのみ）取得額、直接輸出出荷割合）	E、G

上記の推計に当たっては、法人企業・個人経営企業全体の平成27年度の売上高1000万円超を対象とする。なお、有識者ヒアリングの指摘を踏まえ、簡易課税を考慮しないこととする。（5月の技術会議の資料で示した課題「免税業者や簡易課税業者の扱い」に関係）

### ③ 企業の管理活動等に関する実態調査

経済センサスでは、製造業のみでしか得られない「直接輸出額」を把握。これにより、Eの推計に利用。また、調整項（間接輸出による商社が受ける消費税還付額）の推計に関連して、同調査において、「間接輸出額」も把握し、輸出総額に対する間接輸出割合も推計

※消費税や調整項の推計に当たっては、これ（企業業種別）を商品別割合に転換する必要

④ ②、③では控除税額の基礎資料としては不十分と考えるため、設備投資を把握する統計も用いて補完する。

### ⑤ その他：自家生産・自家消費品の扱いなど

各セルごとに、自家消費が多いと考えられるもの（今後整理）は課税対象とせずに、推計の対象としない。なお、前回は、企業内研究開発は自家消費としている。

（5月の技術会議の資料で示した課題「自家生産・自家消費品の扱い」関係）

## (3) 間接税（消費税以外）・補助金

前回と同様の推計を行うが、企業内取引である⑤の処理も行う。

なお、特定の部門との対応付けが困難（かつ生産物に課される税である）間接税（不動産取得税、自動車取得税）の扱いについては、取引基本表や固定資本マトリックスの計数（不動産仲介及び管理や乗用車等）も参考に、現行の間接税（除く関税・輸入品商品税）の列部門の分割に準じて、各部門の納税額を推計し、(1)の推計を行う。

#### (4) 関税・輸入品商品税の扱い

産業連関表では、関税や輸入品商品税（H23の輸入品商品税は消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油税、石油石炭税）について、最終需要の控除項目に計上した上で、財・サービスに当該額を上乗せして中間消費されている。

輸入に係る基本価格表示では、これらの関税や輸入品商品税分を控除するのか。控除する場合には（1）と同様に各行部門における、列部門の各セル（輸入分）をウェイトにして案分し、各セルの生産物に課される税・補助金分を推計することによいか。

### 3 表章方法について

今回は過去と同様に基本分類別に推計しつつ、主要な一次統計である国税庁の基礎資料が企業産業大分類程度であること、また、取引基本表等が完成してから作業ができるものもあるため、公表後に、大分類又は中分類における参考計数作成の公表を目指す。

その参考表においては、2008SNAでも粗付加価値額は、生産者価格や購入者価格から変更していないことに留意して（第4象限を使って）表章する。